# 平塚市環境基本計画の改定について

#### 1 策定体制

(仮称) 平塚市環境基本計画(平塚市地球温暖化対策実行計画を含む) を平成 27 年度、平成 28 年度の2年間で策定することになり、市民、関係団体、行政が連携し、策定していきます。

### 環境審議会

市長の諮問に応じて、(仮称)平塚市環境基本計画(平塚市地球温暖化対策実行計画を含む)について審議し、市長に答申する。

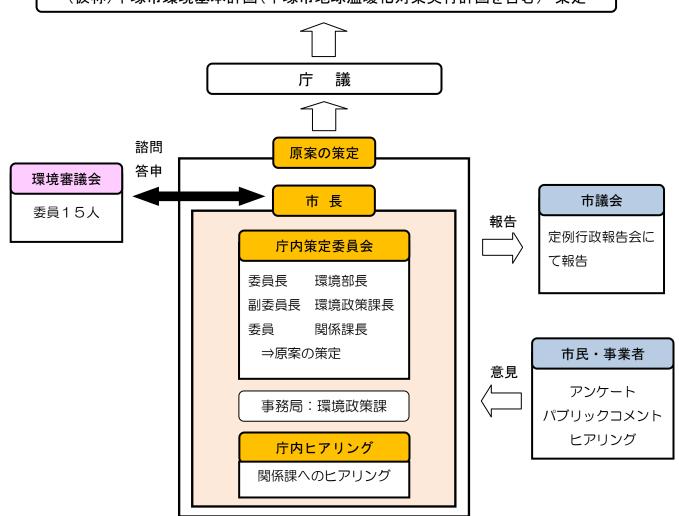
【市民公募委員、環境関係団体、事業者、学識経験者で構成】

#### 庁内策定委員会

(仮称) 平塚市環境基本計画(平塚市地球温暖化対策実行計画を含む)の原案を策定する。 【環境部長を委員長とし、庁内関係課長で構成】

### ◆策定体制のイメージ◆

(仮称)平塚市環境基本計画(平塚市地球温暖化対策実行計画を含む) 策定



# 2 今後のスケジュール(予定)

・平成27年度下半期 市民、事業者等へのアンケートの実施

庁内関係課等へのヒアリングの実施

骨子案の策定

環境審議会にて審議

・平成28年度上半期 原案の策定

環境審議会にて審議

・平成29年3月 新たな計画の策定